

奨学金・修学資金制度

秋田県歯科衛生士修学資金		秋田県より、学生へ修学資金を貸与する制度があります。	
修学資金	月額 36,000円	※この制度は歯科衛生士として所定の期間秋田県内で働くことで返還が免除されます。ただし、採用枠が限られているため、入学後に説明会を開催し希望者を募ることになります。各学年1名	
独立行政法人日本学生支援機構第一種(無利子) ※以下の金額の中から選択することができます。			
自宅	月額 20,000/30,000/40,000		/最高月額 53,000
自宅外	月額 20,000/30,000/40,000/50,000		/最高月額 60,000
独立行政法人日本学生支援機構第二種(有利子)			
貸与月額 2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択できます。			
独立行政法人日本学生支援機構給付奨学金 ※給付金額は以下のとおりです。			
自宅	月額 30,000円	自宅外	月額 40,000円

※予約採用

予約採用決定者は、入学後に高校で手続きを行った際の書類が必要になりますので大切に保管しておいてください。

※第1種・第2種については、推薦基準に合致した適格者が貸与可能です。

※その他、以下の様な一時金制度もあります。

<p>公益財団法人秋田県育英会 専修学校入学一時金(無利子) ※なお、この一時金は入学前の1~3月の間に貸与されます</p>
<p>300,000円</p>

一時金制度に関する問い合わせ先

公益財団法人 **秋田県育英会**

〒010-0951 秋田市山王四丁目 1-2

秋田地方総合庁舎5階

TEL: (018)860-3552 FAX: (018)860-3555

※月額奨学金もあります。

本校では来年度からスタートする高等教育段階の教育費負担軽減新制度の支援措置対象となる専門学校の要件を満たす為、現在準備を進めております。